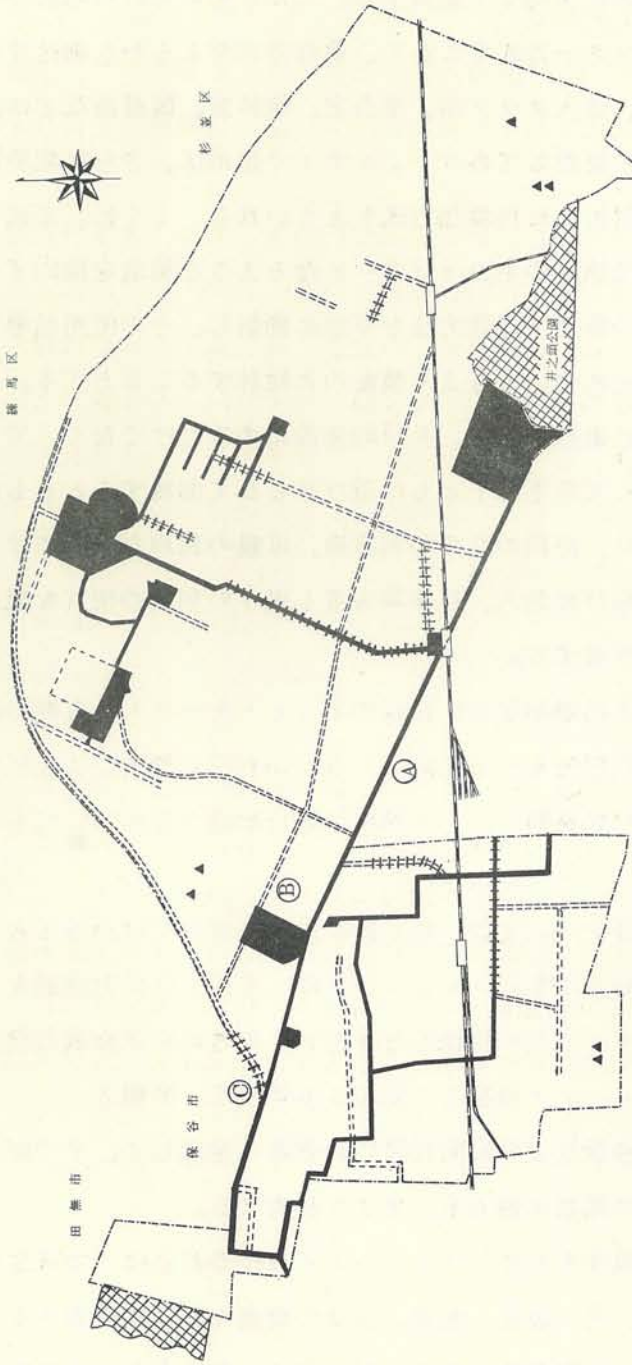


第4章 六大事業計画

(1) 緑のネット・ワーク計画

- ① 「武蔵野市民緑の憲章」の基本的な考え方にもとづいて、市緑化推進本部（昭和47年12月設置）および緑化市民委員会、植樹選定委員会を中心に強力な緑化政策を推進する。
- ② 武蔵野市の大型緑地ならびに緊急避難広場としては、米軍施設跡地、市営陸上競技場、市営運動場以外にはもはや望まれないので、重点的にこれらの地域の緑化をはかる。また、道路、水路敷、鉄道敷、高圧線下を中心に緑の「線」、小型公園、遊び場を中心に緑の「点」を多様につくり、この「線」と「点」で、新しいかたちの緑の「面」を構成する。なお市は率先して公共施設・学校の緑化をおこなうとともに、市民の自主的協力を中心に農地保全、家庭・企業緑化を推進する。
- ③ ②でのべた緑のネット・ワーク計画の基幹をなす大型緑地の確保ならびに水路敷、鉄道敷の緑化は、とくに災害時の避難広場ならびに避難道路として防災都市計画の観点からもっとも緊急性をもつので重点的に早急な整備をはかる。
- ④ 『長期計画』の緑のネット・ワーク計画を緑化市民委員会の提案を中心として第3図のように改訂するとともに、ひきつづき計画案の充実に努力する。
- ⑤ 現在農地は72ヘクタールしかなくこれまでの減少テンポでは7年で皆無になるという事態をふまえて、都市農業の維持、緑地ならびに緊急避難場所の確保を目的として、農地の保全、家庭・企業の緑化の具体策を確立する。
- ⑥ そのため第8章にかかげた個別計画の策定を早急におこない実施にうつす。

第3図 緑のネット・ワーク計画（第1次改訂）

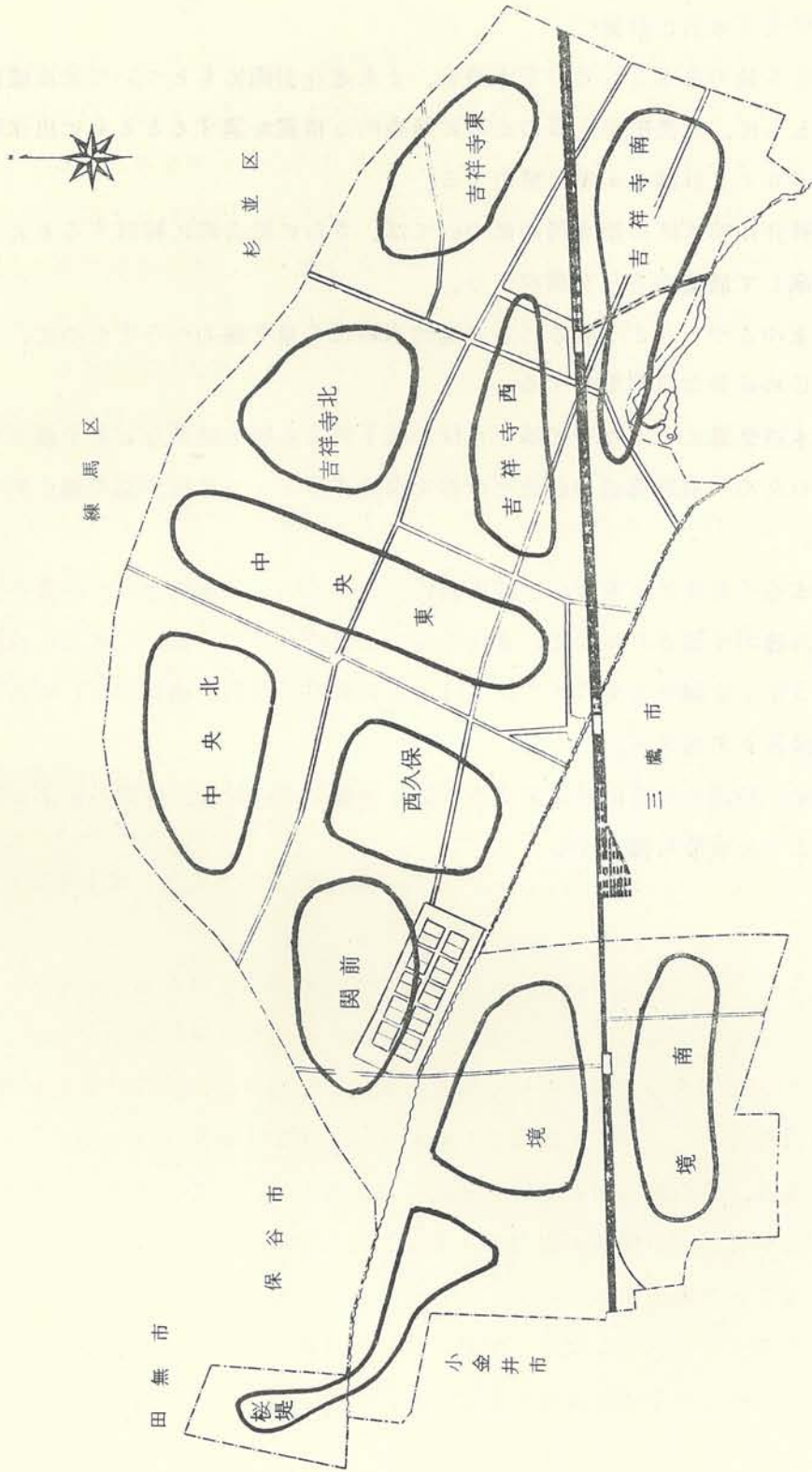


- 46年度策定の緑のネット・ワーク計画
- - - - - 49年度調整計画案としての緑のネット・ワーク計画補充
- ||||| 49年3月末日までに実施済み
- ▲ 苗木畑（48年10月現在）
- Ⓐ 玉川上水遊歩道公園は市・都で実施設計にはいり近年実施
- Ⓑ 境浄水場北側遊歩道は市・都で決定済み
- Ⓒ 千川南側遊歩道は都で実施中

(2) 市民施設のネット・ワーク計画

- ① 市民参加・市民文化の基本施設としての多様な市民施設を地域生活単位（コミュニティ）予想地区に平均して配置する。ただしそれぞれの地区の特性に応じて、コミュニティ・センター方式をとるか、散在方式をとるかを検討する。
- ② 遊び場、児童館、老人クラブ室、集会室、検診室、図書館などは、できるだけ多目的な市民施設に集約して各コミュニティ予想地区、さらに駅勢圏に配分するとともに、管理運営には市民参加方式をとり入れる。とくに、市民センター建設にあたっては、市民施設の中央センターになるような構造を指向する。
- ③ 既設の市民施設の管理・運営方法を早急に刷新し、その使用効率をたかめる。その際学校開放などについてもより積極的に検討することとする。
- ④ 市民施設の設置にあたっては、多目的施設にするだけでなく、できるだけピロティー方式を採用して床下を子どもの遊び場として開放するとともに、用地の緑化を考慮する。また、市民の共用印刷設備、母親の利用を容易にする一時託児施設などの設置、ならびに老人、身体障害者（児）の利用の便宜を配慮するとともに夜間利用方法を改善する。
- ⑤ 市民施設と駅・生活道路ならびに緑のネット・ワークとの有機的連繫をはかるとともに、自転車利用にも十分配慮し、市民が利用しやすいようにする。また、自転車置場を重点的に整備し、バス路線の適正配置などについても早急に検討にはいる。
- ⑥ コミュニティ施設については、重点的に用地の確保をはかるとともに、逐次計画的にその整備をおこなう。コミュニティは、市民が自発的活動をとおしてつくりあげるものであり、市民の積極的な参加による地域市民会議の発足を期待する。（『武蔵野市コミュニティ構想』（昭和46年策定）参照）
- ⑦ 体育施設、集会施設などの民間施設の設置者と協議して、すでに一部おこなわれているが市民への開放に協力をうるよう努力する。
- ⑧ 以上のことを実現するため、コミュニティ市民委員会は「地域生活環境指標」などを参考にして、その設置、配置、設計の計画を早急に立案するとともに、第8にかかげるような個別計画の策定とあわせて、市は市民施設の整備拡充を強力におこなう。

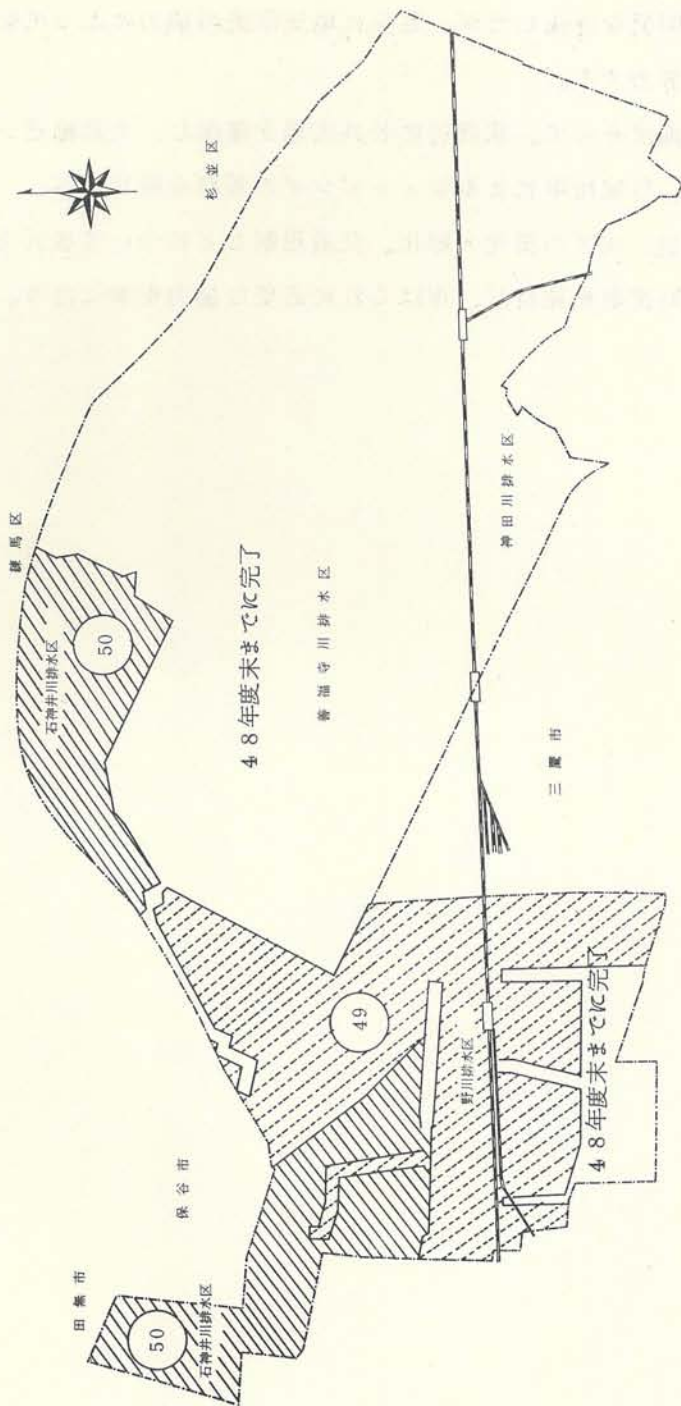
第4図 武蔵野市コミュニティ構想(第1次改訂)



(3) 全市完全下水道化計画

- ① 都市基盤の基本としての下水道を、下水道化計画にもとづいて全市域に完成するとともに、水洗化率上昇のために積極的な措置を講ずるとともに出水防止上必要な50ミリ計画の実現に努力する。
- ② 石神井川排水区の排水問題については、さらに総合的に検討するとともに、都と協議して最適の方法を選択する。
- ③ 将来ゆきづまりが予測される末端汚水処理の量を極力へらすために、人口抑制をはじめ必要な措置を講ずる。
- ④ 下水道整備にともなって地下水位の低下による緑の枯死なども予測されるので、保水のための道路構造の改造その他を検討するとともに用水路の適正利用を推進する。
- ⑤ 下水道の普及にともない、従来無料化されていたし尿処理は、経費のいちじるしい高騰が予想されるので、水洗化率の上昇のために、法定の水洗化改造義務期限(3年)を超えたものについては、実費負担の原則の適用をはじめその他の強力な措置を考慮する。
- ⑥ 上記の問題点を清掃対策市民委員会と協議して検討し、事態の変化を先取りしうるような態勢を確立する。

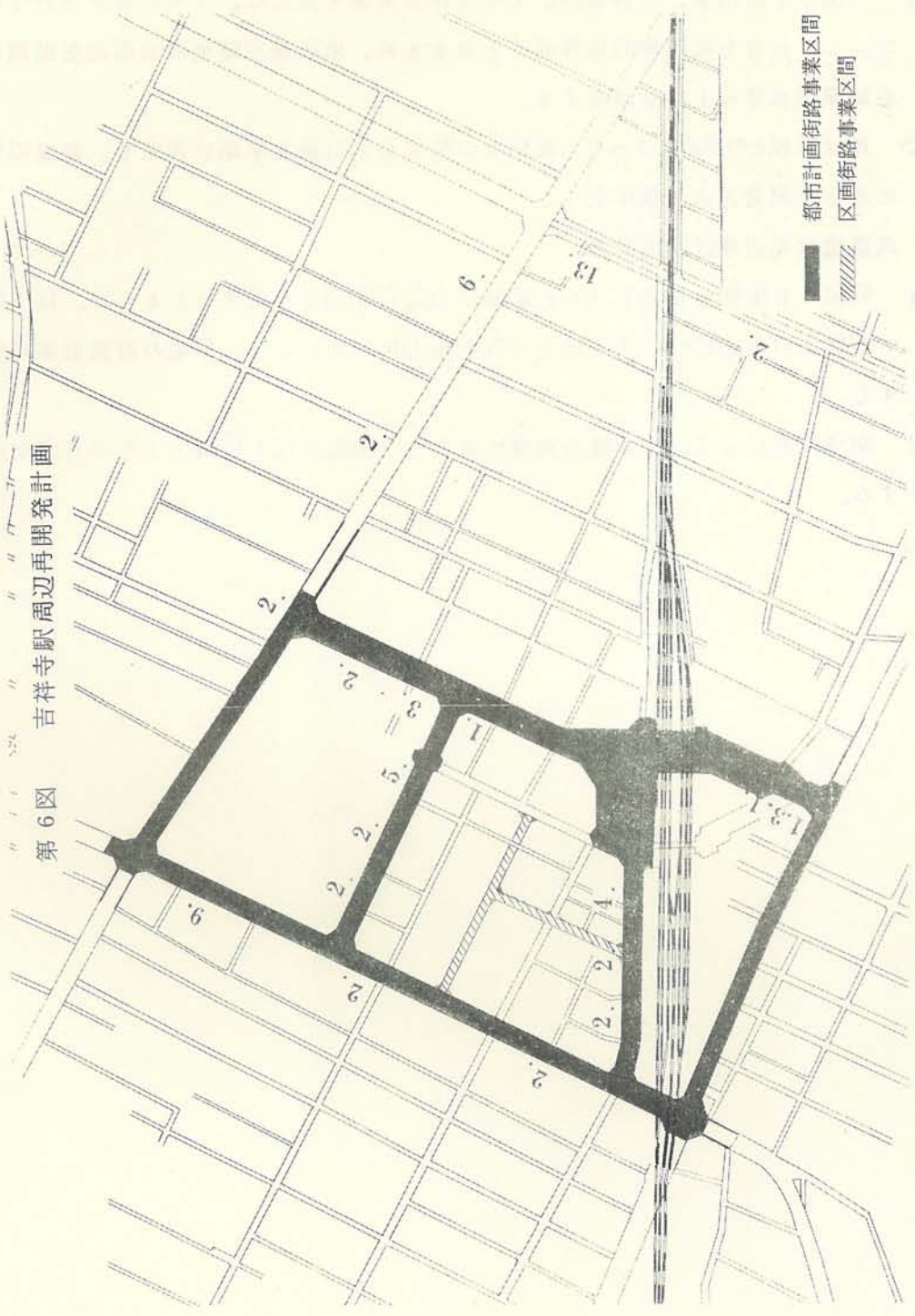
第5図 下水道事業整備計画



(4) 吉祥寺駅周辺再開発計画

- ① 市は約41億円(昭和47年度末)の資本投下をおこない、すでに計画面積の86.5%の開発を達成したが、さらに地元市民の協力によって既定の開発計画の早期実現に努力する。
- ② 既定の計画にそって、駅周辺に公共広場を確保し、大量輸送システムを整備するとともに、自家用車によるショッピングの規制を検討する。
- ③ 防災・防犯、街区の美化・緑化、交通規制などについて地元市民の自発的参加による計画的推進を期待し、市はこれに必要な協力をおこなう。

第 6 図 吉祥寺駅周辺再開発計画



都市計画街路事業区間
 区画街路事業区間

(5) 中央地区整備計画

- ① 三鷹駅北口広場、中央通り、玉川上水の整備・美化は、すでに着手されているが、これをさらに積極的に推進するとともに、米軍施設跡地の公園化を実現し、地域環境水準の上昇を誘導する。
- ② 地元市民との協議によって三鷹駅北口整備基本計画を早期に策定し、地域の実情にあった開発方式を具体化する。

(6) 武蔵境駅周辺地区開発計画

- ① 昭和48年度から着手された駅南口周辺の開発を推進するとともに、目下調査中の駅北口周辺についても地元市民の協力にもとづいて、早期の計画立案に努力する。
- ② 開発にあたっては、地域の実情にあうよう地元市民と協議してその方式を決定する。

